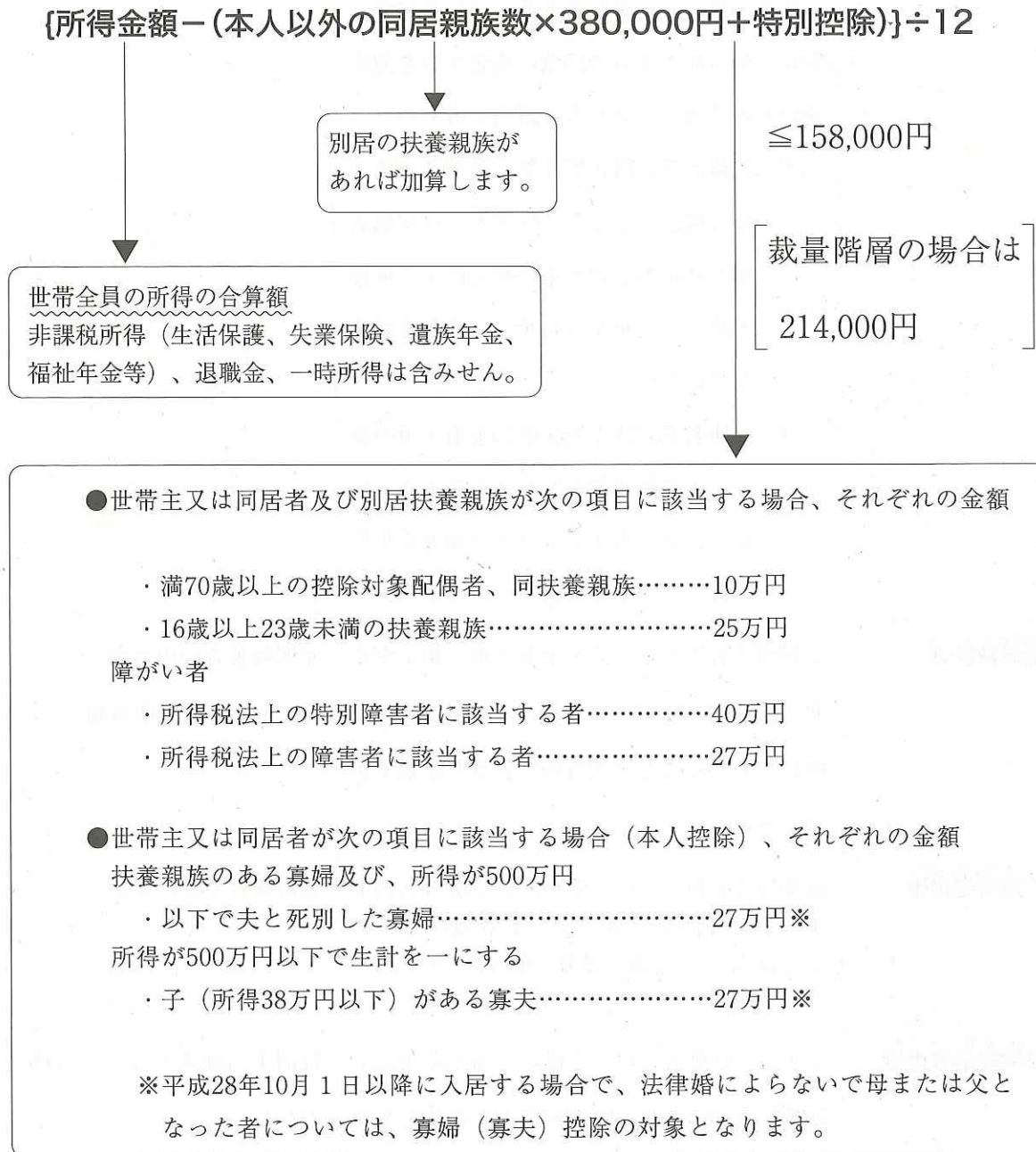


6. 収入基準

(収入が滋賀県営住宅条例に定める基準の範囲内であること)

次の計算による金額が158,000円以下であること。



○所得金額は、今年度の市県民税（非）課税所得証明書に記載されております。

ただし、前年の途中以降に仕事を変われた方は、現在のお仕事の収入から所得を計算し、収入月額が決定されます。詳しくは管理センターまでお尋ねください。

○所得者が1人で、かつ控除対象者（老人配偶者、老人扶養親族、寡婦（夫）、障害者、特別障害者等）がない場合は、下記の収入基準早見表をご覧ください。

<収入基準早見表>

A（給与所得者が1人で控除対象者がいない場合）

年 間 総 収 入 額			
同居親族数・遠隔地扶養者数	0人	0～2,967,999円	2,968,000～3,887,999円
	1人	0～3,511,999円	3,512,000～4,363,999円
	2人	0～3,995,999円	3,996,000～4,835,999円
	3人	0～4,471,999円	4,472,000～5,311,999円
	4人	0～4,947,999円	4,948,000～5,787,999円
	5人	0～5,423,999円	5,424,000～6,263,999円
	6人	0～5,894,999円	5,895,000～6,734,999円
↓ ↓			
収入月額	0～158,000円 (すべての方が入居できる範囲)	158,001～214,000円 (裁量階層の方がのみが入居できる範囲)	

B（事業所得者が1人で控除対象者がいない場合）

年 間 総 収 入 額			
同居親族数・遠隔地扶養者数	0人	0～1,896,000円	1,896,001～2,568,000円
	1人	0～2,276,000円	2,276,001～2,948,000円
	2人	0～2,656,000円	2,656,001～3,328,000円
	3人	0～3,036,000円	3,036,001～3,708,000円
	4人	0～3,416,000円	3,416,001～4,088,000円
	5人	0～3,796,000円	3,796,001～4,468,000円
	6人	0～4,176,000円	4,176,001～4,848,000円
↓ ↓			
収入月額	0～158,000円 (すべての方が入居できる範囲)	158,001～214,000円 (裁量階層の方がのみが入居できる範囲)	

○所得額が2人以上いる場合は別々に計算し、年間総所得金額を合算してください。
 また控除対象者がいる場合は、12頁の計算方法により収入月額を計算してください。
 ※裁量階層については、14頁をご覧ください。

裁量階層について

高齢者・障害者等の世帯を裁量階層といいます。

下記の①から⑨に該当する世帯の方は、申込資格に定める計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、一般世帯向け入居申し込みができます。

対象世帯	世帯要件
① <small>こうれいしゃせたい</small> 高齢者世帯	○申込者が単身で、60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方。 ○申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯。 (申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満)
② <small>しんたいしょうがいしゃせたい</small> 身体障害者世帯	<small>もうしこみしゃほんにん どうきよよていしゃ しんたいしょうがいしゃふくしほうせこうきそくべつびょう</small> 申込者本人または同居予定者に、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの方がいる世帯。
③ <small>せいしんしょうがいしゃせたい</small> 精神障害者世帯	<small>せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし</small> 申込者本人または同居予定者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級までの方がいる世帯。
④ <small>ちてきしょうがいしゃせたい</small> 知的障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、精神障害者の程度に相当する程度の方がいる世帯。
⑤ <small>せんしょうびょうしゃせたい</small> 戦傷病者世帯	<small>せんしょうびょうしゃてちょう こうふ</small> 申込者本人または同居予定者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方 <small>しょうがいていど とくべつこうしょう かんしょう</small> (障害程度が特別項症から第6項症、または第1款症) がいる世帯。
⑥ <small>げんしばくだんひばくしゃせたい</small> 原子爆弾被爆者世帯	<small>こうせいろうどうだいじん にんてい げんしばくだんひばくしゃ</small> 申込者本人または同居予定者に厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者の方がいる世帯。
⑦ <small>ひきあげしゃせたい</small> 引揚者世帯	<small>かいがい ひきあげしゃ</small> 申込者本人または同居予定者に、海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）の方がいる世帯。
⑧ <small>びょうりょうようしよにゅうしよしゃなごせたい</small> ハンセン病療養所入所者等世帯	<small>びょうりょうようしよにゅうしよしゃ</small> 申込者本人または同居予定者に、ハンセン病療養所入所者 <small>こうせいろうどうだいじん びょうりょうようしよ</small> (厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方) の方がいる世帯。
⑨ <small>こそだせたい</small> 子育て世帯	同居者に、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる場合。（中学生以下の子どもがいる世帯）